

指名基準の例外的取扱いについて

(平成7年3月27日 財政局長決裁)

物品等供給契約に当たって、業者を選定する際は、「北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則」第12条（指名基準）及び第13条（随意契約の相手方の選定）に基づいて指名又は選定することとなっているが、第12条第1項ただし書により、指名する場合の取扱いについて次のとおり定める。

記

1 直近下位の等級に格付された者の指名又は選定について

指名競争入札参加者の指名、随意契約の相手方を選定する場合において、次の各号の一に該当すると認められるときは、当該指名競争入札又は随意契約の予定価格に対応する等級（以下「対応等級」という。）の直近下位の等級に格付された者を指名又は選定することができる。

- (1) 当該指名競争入札又は随意契約について、有資格業者名簿に記載された者に対応等級の者がいないとき。
- (2) 当該指名競争入札又は随意契約について、指名する者が少数となることにより当該指名競争入札の適正な執行が行われたいおそれがあると認められるとき。
- (3) 当該指名競争入札又は随意契約に当該直近下位の等級の者を参加させて競争性を高めることにより市に有利となり、かつ、契約が不履行となるおそれがないと認められるとき。

2 直近下位以外の等級に格付された者の指名又は選定について

前項の規定にかかわらず、特別の事情により対応等級及びその直近下位の等級以外の等級に格付された者を指名又は選定する必要があるときは、その者の当該指名競争入札又は随意契約の参加について、特に、契約部長が資格を認めた場合に限り、指名又は選定することができる。

3 有資格業者名簿によらない随意契約の相手方の選定について

随意契約の方法により、次の各号に掲げる契約を締結する場合は、有資格業者名簿によらないで契約の相手方を選定することができる。

- (1) 新聞、雑誌、官報、法令集、その他定期刊行物の買入契約

- (2) 官公署並びにこれらが設置する試験場、職業訓練所、授産所及び学校並びに独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、地方独立行政法人、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人及び特例財団法人に対する契約
- (3) ガス（プロパンガス及び高圧ガスを除く。）及び電気の供給契約
- (4) 地方公共団体の行為を秘密にする必要のあるものの契約
- (5) 特定物の買入契約
- (6) 一個人又は一法人において専有する専有物品の買入契約
- (7) 特許及び実用新案等にかかる物品でその技術によらなければ製造することができないもので、他に販売権を有する業者のないときの買入れ又は製造の請負契約
- (8) 非常災害時における救助物品及び施設等の保守、保安のため、急施を要する物品の売買契約
- (9) テレビの放映契約
- (10) 学術、技芸の保護、奨励及び調査、研究のため契約
- (11) 単価５，０００円未満で、かつ、１件の契約金額が１０，０００円未満の契約
- (12) 外国で締結する契約
- (13) 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による契約
- (14) その他前各号に準ずる契約

付 則

この取扱いは、平成７年４月１日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成９年４月１日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成１９年１２月２６日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成２０年３月１日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成２２年４月２３日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成２８年４月１日から施行する。